

相模原市監査委員公表第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成29年3月28日に実施した企画財政局企画部の行政監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長及び教育委員会から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年4月27日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 加 藤 明 徳

同 寺 田 弘 子

1 監査対象事務

契約における業者選定（1者随意契約の場合）について

2 監査の日程

平成29年1月4日から平成29年3月28日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成29年4月18日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>随意契約による契約の締結が庁内において統一かつ公正に行われるよう定めたガイドラインでは、1者随意契約を行う場合は、契約相手方が1者しかないと判断した過程や理由を明らかにするため、契約担当課で確認するよう努めるべき事項が示されている。また、事前に確認した事項について、契約相手方を選定した理由を公表するため作成される1者随契理由書に記載することとされている。</p> <p>今回、情報政策課の業務委託契約及び賃貸借契約における1者随契理由書を確認したところ、「契約の相手方を決定するまでの事前確認状況」を記載する欄において記載漏れや記載誤りが多数見られた。</p> <p>随意契約は政令で規定する要件に該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であり、特に、業者の選定に当たり競争によらない1者随意契約とする判断は、経済性及び公正性の観点から、より慎重に行わなければならな</p>	<p>今回ご指摘いただいた件につきましては、1者随契理由書をパソコンで作成する際に、印刷すると表面となるページが画面上で表示されるため、画面をスクロールしないと表示されない裏面となるページの入力や確認を失念してしまっただけが原因でした。</p> <p>そこで、今年度から1者随意契約を行う必要が生じた案件の全てについて、担当職員が裏面の事前確認状況欄の各項目に沿って相手方が唯一であることを確認し、理由書案を作成、印刷した上で、各班長、課長が事前に確認する事務の流れといたしました。</p> <p>また、理由書は、はじめに裏面の事前確認状況欄を確認した上で、表面の具体的な理由を確認する手順とし、その事務手順に基づき入力画面の表面と裏面が表示される順序を入れ替えて、先に裏面から入力や確認をすることで、今回発生した記載漏れや記載誤りを防ぐよう理由書の様式を見直しいたしました。</p>

い。また、透明性を確保するため、その経過や理由を市民に説明する必要がある。

今後は、ガイドラインに基づき1者随契理由書を適切に作成することにより、業者選定に関して適正に事務を執行されたい。

【情報政策課】

更に、こうした事務の流れを確認するチェックシートを作成し、これに沿って、事務処理を行うことといたしました。

今後は、ガイドラインに基づき1者随契理由書を適切に作成し、業者選定に関して適正な事務を遂行してまいります。

【情報政策課】

1 監査対象事務

「相模原市外郭団体に係る改革プラン」の取組について

2 監査の日程

平成29年1月4日から平成29年3月28日まで

3 措置に係る通知日

(1) 市長から通知があった日 平成29年4月18日

(2) 教育委員会から通知があった日 平成29年4月18日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容(市長)
<p>ア 商業観光課の「キャンプ場管理運営業務委託」及びスポーツ課の「平成28年度各種体育大会等実施事業委託」における契約書約款の再委託に関する規定において、書面による事前承諾を行う旨が定められておらず、市の承諾を得ないまま再委託が行われていた。</p> <p>イ 産業政策課の「海外成長市場獲得支援事業委託」及び「相模原市トライアル発注認定製品展示会出展委託」における契約書約款の再委託の承諾に関する規定において、書面による旨が定められておらず、再委託に関する決裁処理はなされていたものの、書面による承諾を行っていなかった。</p> <p>委託業務の再委託に関しては、契約課長通知において、委託業務の一部を再委託する場合は必ず発注者の承諾を得ることとされており、契約書約款に</p>	<p>「キャンプ場管理運営業務委託」にかかる再委託の承認につきましては、平成29年度委託業務契約を平成29年4月1日付けで締結した際、契約書約款には書面による事前承諾を行う旨を定め、また、委託先である一般社団法人相模原市観光協会から再委託承諾申請書を同日付けで受領し、書面で承諾いたしました。</p> <p>今後につきましては、「入札・契約事務の適正執行について(通知)」を踏まえ、書類の提出漏れ等がないよう、課内での注意喚起や契約事務についての認識の共有を徹底し、事務を適正に執行してまいります。</p> <p>【商業観光課】</p> <p>今回の指摘を受け、委託業務の一部を再委託する場合は、書面による事前承諾を行う旨を委託業務契約書に規定することといたしました。</p>

盛り込む条文として「受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託させることができない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。」と示されている。

また、改革プランにおいても、業務の一部を再委託する場合には、事前に市の承諾を得ることとされている。

今後、外郭団体への業務委託に当たっては、業務の一部が再委託される場合の事前承諾を徹底するなど、適正に契約事務を執行されたい。

【商業観光課・産業政策課】

これに基づき、4月5日付けで締結した「さがみはらグローバル展開事業業務委託」(旧「海外成長市場獲得支援事業委託」)の契約においては、再委託にかかる明確な意思表示として、書面で提出させた承諾申請を審査の上、その妥当性に基づき、書面による承諾通知を行ったところです。

「相模原市トライアル発注認定製品展示会出展委託」につきましても、6月ごろの契約締結を予定しておりますが、同様の事務手続きを行うよう改めます。

今後も、契約事務においては慎重を期し、適正に遂行してまいります。

【産業政策課】

監査の結果	措置の内容（教育委員会）
<p>ア 商業観光課の「キャンプ場管理運営業務委託」及びスポーツ課の「平成28年度各種体育大会等実施事業委託」における契約書約款の再委託に関する規定において、書面による事前承諾を行う旨が定められておらず、市の承諾を得ないまま再委託が行われていた。</p> <p>イ 産業政策課の「海外成長市場獲得支援事業委託」及び「相模原市トライアル発注認定製品展示会出展委託」における契約書約款の再委託の承諾に関する規定において、書面による旨が定められておらず、再委託に関する決裁処理はなされていたものの、書面による承諾を行っていない。</p> <p>委託業務の再委託に関しては、契約課長通知において、委託業務の一部を再委託する場合は必ず発注者の承諾を得ることとされており、契約書約款に盛り込む条文として「受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託させることができない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。」と示されている。</p>	<p>平成29年1月4日から平成29年3月28日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>スポーツ課の「平成28年度各種体育大会等実施事業委託」において、書面による事前承諾を行わないまま再委託が行われていたことに対しましては、契約相手方に対し、改めて書面による協議を行うよう依頼し、平成29年2月28日までに、再委託が発生していた全ての事業について書面による承諾を行いました。</p> <p>また、平成29年4月1日付けで締結した、平成29年度の当該委託契約書におきましては、契約課長通知に基づき、約款に書面による事前承諾を行う旨を規定いたしました。</p> <p>今後は、契約書に規定したとおり、業務の実施にあたり再委託する必要が生じた場合には、書面により市に承諾を求めるよう相手方に周知徹底し、適正な契約事務の遂行に努めてまいります。</p> <p>【スポーツ課】</p>

また、改革プランにおいても、業務の一部を再委託する場合には、事前に市の承諾を得ることとされている。

今後、外郭団体への業務委託に当たっては、業務の一部が再委託される場合の事前承諾を徹底するなど、適正に契約事務を執行されたい。

【スポーツ課】